

放送を巡る諸課題に関する検討会 「地域における情報流通の確保等に関する分科会」開催要綱（案）

1 背景・目的

本分科会は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」（以下「親会」という。）の下に開催される会合として、地域情報の充実・アクセスの確保及びそれらを担う放送事業者の将来像に係る検討を行うことを目的とする。

2 名称

本分科会は「地域における情報流通の確保等に関する分科会」と称する。

3 主な検討項目

放送を取り巻く環境の変化（4K放送、ネット配信、モバイル視聴等）を踏まえ、地域における情報流通の確保等の観点から、以下の事項を検討する。

- （１）災害時・平時における地域情報の充実・アクセスの確保
- （２）地上放送事業者及び有線テレビジョン放送事業者の将来像
- （３）その他

4 構成及び運営

- （１）本分科会の分科会長は、親会座長が指名する。本分科会の構成員及びオブザーバーは、分科会長が指名する。
- （２）分科会長は、必要があると認めるときは、分科会長代理を指名することができる。
- （３）分科会長代理は分科会長を補佐し、分科会長不在のときは分科会長に代わって本分科会を招集する。
- （４）分科会長は、必要に応じ、構成員及びオブザーバー以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- （５）その他、本分科会の運営に必要な事項は、分科会長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- （１）本分科会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要を認める場合については、非公開とする。
- （２）本分科会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権

利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要を認める場合については、非公開とする。

(3) 本分科会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本分科会の庶務は、情報流通行政局地上放送課が関係課と連携して行うものとする。